第六十七条の十六　法第八十八条第七項の農林水産省令で定める重要な部分は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

第六十七条の十七　法第八十八条第七項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び関連土地改良事業の概要」と読み替えるものとする。

第六十七条の十八　法第八十八条第七項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の十九　法第八十八条第八項の議会の議決は、同条第七項の規定により示された事項を記載した書面を添えた議案につき行うものとする。

第六十七条の二十　法第八十八条第九項の議会の議決は、同条第七項に規定する事項を記載した書面を添えた議案につき行うものとする。

第六十七条の二十一　法第八十八条第十項において準用する法第八条第二項、法第八十七条第五項及び法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十五条、第五十九条及び第六十一条の五の三の規定を準用する。

第六十七条の二十二　法第八十八条第十項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の二十三　法第八十八条第十二項の農林水産省令で定める重要な部分は、主要工事計画及び事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものとする。

第六十七条の二十四　法第八十八条第十二項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八条の三第一項の規定を準用する。

第六十七条の二十五　法第八十八条第十二項の規定により変更後の土地改良事業計画の概要及び予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由及び第六十七条の二十七に規定する事項を示すには、書面によらなければならないものとする。

第六十七条の二十六　法第八十八条第十二項の同意は、書面により表示されなければならないものとする。

第六十七条の二十七　法第八十八条第十二項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の二十八　法第八十八条第十三項において準用する法第八条第二項、法第八十七条第五項及び法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十五条、第五十九条及び第六十一条の五の三の規定を準用する。

第六十七条の二十九　法第八十八条第十三項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

第六十七条の三十　法第八十八条第十四項の農林水産省令で定める重要な部分は、当該土地改良事業の施行に係る地域並びに主要工事計画及び事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものとする。

第六十七条の三十一　法第八十八条第十四項において準用する法第八条第二項並びに法第八十七条の二第六項及び第八項の場合には、それぞれ第十五条並びに第六十一条の五の二第一項及び第六十一条の五の三の規定を準用する。

第六十一条の九の四　法第八十七条の三第七項の農林水産省令で定める重要な部分は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

第六十一条の九の五　法第八十七条の三第七項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び関連土地改良事業の概要」と読み替える。

第六十一条の九の五の二　法第八十七条の三第七項の農林水産省令で定める事項は、第六十一条の八の三各号に掲げるものとする。

第六十一条の九の六　法第八十七条の三第八項の議会の議決は、同条第七項の規定により示された事項を記載した書面を添えた議案につき行なうものとする。

第六十一条の九の七　法第八十七条の三第九項の議会の議決は、同条第七項に規定する事項を記載した書面を添えた議案につき行なうものとする。

第六十一条の九の八　法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十五条、第十六条及び第六十一条の五の三の規定を準用する。

第六十一条の九の八の二　法第八十七条の三第十項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十一条の八の三各号に掲げるものとする。

第六十一条の九の九　法第八十七条の三第十二項の農林水産省令で定める重要な部分は、主要工事計画及び事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものとする。

第六十一条の九の十　法第八十七条の三第十二項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八条の三第一項の規定を準用する。

第六十一条の九の十一　法第八十七条の三第十二項の規定により変更後の土地改良事業計画の概要及び予定管理方法等その他必要な事項を示すには、書面によらなければならないものとする。

第六十一条の九の十二　法第八十七条の三第十二項の同意は、書面により表示されなければならないものとする。

第六十一条の九の十三　法第八十七条の三第十二項の農林水産省令で定める事項は、第六十一条の八の三各号に掲げるものとする。

第六十一条の十　法第八十七条の三第十三項において準用する法第八条第二項、法第八十七条第五項及び法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十五条、第十六条及び第六十一条の五の三の規定を準用する。

第六十一条の十の二　法第八十七条の三第十三項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十一条の八の三各号に掲げるものとする。

第六十一条の十一　法第八十七条の三第十五項の農林水産省令で定める重要な部分は、当該土地改良事業の施行に係る地域並びに主要工事計画及び事業費で主要工事計画に係るもののうち農林水産大臣が定めるものとする。

第六十一条の十二　法第八十七条の三第十五項において準用する法第八条第二項、法第八十七条の二第六項及び法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十五条、第六十一条の五の二及び第六十一条の五の三の規定を準用する。